

令和3年第3回せたな町議会定例会 第1号

令和3年9月13日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 町長所信表明
- 5 行政報告
- 6 議案第 1号 令和3年度せたな町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 2号 令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 3号 令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 令和3年度せたな町病院事業会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 5号 せたな町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 11 議案第 6号 せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う
固定資産税の特例に関する条例について
- 12 議案第 7号 北部桧山衛生センター組合規約の変更について
- 13 同意第 1号 せたな町教育委員会委員の任命について
- 14 報告第 1号 令和2年度健全化判断比率の報告について
- 15 報告第 2号 令和2年度公営企業資金不足比率の報告について
- 16 認定第1号から認定第11号を一括上程
〔令和2年度各会計決算に関する提案説明〕
〔決算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。
町 長 高 橋 貞 光 君

教育委員会教育長	小 板 橋	司 君
農業委員会会長	原 田 喜	博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観	誠 君
代表監査委員	残 間	正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木	正 則 君
総 務 課 長	原	進 君
まちづくり推進課長	佐 藤	英 美 君
財 政 課 長	佐 野	英 也 君
税 務 課 長	濱 登	幸 恵 君
町民児童課長	濱 口	喜 秋 君
認定こども園長	伊 藤	悦 子 君
保健福祉課長	樋 口	靖 君
農 務 課 長	河 原	泰 平 君
水産林務課長	八 木	忠 義 君
建設水道課長	平 田	大 輔 君
会計管理者	高 橋	純 君
国保病院事務局長	西 村	晋 悟 君
総務課長補佐	小 林	和 仁 君
まちづくり推進課長補佐	阪 井	世 紀 君
財政課長補佐	井 村	裕 行 君
税務課長補佐	奥 村	大 樹 君
町民児童課長補佐	中 川	讓 君
保健福祉課長補佐	浜 高	正 明 君
保健福祉課長補佐	藤 谷	知 昭 君
地域包括支援センター所長	長 内	京 君
農務課長補佐	吉 田	有 哉 君
建設水道課長補佐	金 澤	喜 嗣 君
建設水道課長補佐	鈴 木	涼 平 君
国保病院事務局次長	手 塚	清 人 君
総務課主幹	中 山	康 春 君
まちづくり推進課主幹	松 原	孝 樹 君
まちづくり推進課主幹	伊 藤	哲 史 君

まちづくり推進課主幹	竹	内	亜希子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜珠	君
保健福祉課主幹	垣	本	利子	君
保健福祉課主幹	伊	勢	亮	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇吾	君
水産林務課主幹	山	本	亨	君
地域生活係長	岡	島	譲二	君
情報管理係長	又	村	智	君
財政係長	稲	船	洋志	君
環境衛生係長	原	田	宰	君
児童福祉係長	林		亮輔	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
保健推進係長	安	藤	麗香	君
包括支援係長	大久保	麻	未	君
地域支援係長	金	澤	早苗	君
地域支援係長	田	畑	貴子	君

《大成支所》

支所長	杉	村	彰	君
大成診療所事務長	古	守	幸治	君

《瀬棚支所》

支所長	神	田	昌	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川	忍	君
次長	増	田	和彦	君
福祉係長	稲	船	奈穂子	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽	優	君
次長	杉	村	輝明	君
次長	古	畑	英規	君
主幹	長	内	解人	君
主幹	尾	野	真也	君
学校給食係長	山	崎	英人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良子	君
農地係長	小	池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原 進 君

書記次長 小林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹 羽 小百合 君

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹 羽 小百合 君

次 長 上 野 朋 広 君

主 事 補 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） 皆さんおはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達してしますので、令和3年第3回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において9番、石原広務議員、10番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から9月27日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から9月27日までの15日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第4 町長所信表明

○議長（真柄克紀君） 日程第4、町長所信表明を行います。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） このたび8月31日告示の任期満了に伴うせたな町長選挙におきまして、無投票での再選という信任を受け、引き続き、せたな町長として町政を担わせていただくこととなり、改めて身の引き締まる思いでございます。

平成17年10月に町長就任以来、議員の皆様はじめ、町民の皆様にご指導をいただきながら、

今日まで4期16年間、せたな町の発展と振興のため情熱を持って町政を担わせていただきました。その施策の推進にあたりましては、皆様のご理解とご支援をいただけたからこそ成しえたものと深く感謝申し上げます。

また新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、平穏な日常生活が一変して未曾有の状況となり、町の経済や暮らしに深刻な影響をもたらしております。感染拡大防止対策に万全を期すとともに、感染拡大の影響で冷え込んだ地域経済の活性化を図り、一日でも早く元の生活に戻るよう官民一体となって努力してまいります。

私は4期16年で培った経験と人脈、加えて国、道との関係を活かし、現在、町が抱えている懸案事項や課題解決に議員の皆様、町民の皆様と力を合わせ、地方創生、持続可能な町づくりの推進に向けて全力で取り組んでまいります。

それを実行するため5点の施策について述べさせていただきます。

1点目は、アフターコロナの緊急対策でございます。現在、北海道におきましても9月12日までの緊急事態宣言が9月30日まで延長されましたように、新型コロナウイルス感染症については収束の目処はたっておりませんが、町内の状況では新型コロナウイルスワクチンの接種状況も12歳以上の接種希望者の82.1%が2回の接種を完了するなど高い接種率であり、町民皆様による感染症対策の努力もあって良好な状況で推移しております。この状況を保ちながら町民生活応援及び産業再生対策として、近々に町民応援商品券発行事業、産業経営維持特別対策事業を実施いたします。また町民の皆様より好評である住宅リフォーム事業の継続や新型コロナウイルス感染症が収束の目処がついた段階で観光宿泊者誘客促進事業を実施したいと考えております。

2点目は、産業を元気にする施策でございます。ハード面では、町の主産業である第1次産業における農林水産業基盤の整備です。基盤整備を推進することによりスマート農漁業や栽培漁業への参画ができる環境整備を整えます。ソフト面では、産業担い手確保対策を強化したいと考えております。それを推進する上で高収益につながる生産物は必要でありますことから、せたなブランドの立ち上げに努力いたします。また町の気候条件に適している風力発電事業については、さらなる推進に努めます。

3点目は、安心な暮らしについての施策でございます。町民皆様の安心な暮らしを守る上で、医療、福祉、介護の充実は最重要であります。そのことから町立国保病院の改築と現在、休止している雅荘の再開に全力で取り組みます。

次に人口減少、少子化対策として、子育て支援の充実に引き続き取り組んでまいります。また安心な暮らしを支えるためにも社会インフラ整備は大切でありますことから、瀬棚区営農用水道整備、大成区町民センターの改修及び北部桧山衛生センター最終処分地の整備を実施いたします。

4点目は、豊かな教育に係る施策でございます。近年のグローバル化の進展、情報通信技術の発展や少子高齢化社会の進行など教育環境は大きく変化しております。こうした状況の中で、学校教育においてはICT教育の環境整備に努め、昨今、自分の故郷やルーツを知ることが郷土に対する愛情や誇りを育む大切な教育と考えますことから、ふるさと教育の推進に努めます。また生涯教育におきましては、現在実施している施策に加えて、乳児から高齢者まで生涯に渡った学

習機会の場を提供できるよう努めてまいります。

5点目は、命を守る安全な町づくりの施策でございます。命を守るために重要な防災・減災対策を推進いたします。防災対策については、町の防災計画に基づき危険個所の解消に向けて、引き続き国、道の関係機関に強く要望してまいります。減災対策としては、地区防災組織の結成に引き続き補助するなど組織結成の促進に協力してまいります。犯罪を防ぐ抑止力と犯罪発生時の早期解決に有効な手段である防犯カメラの設置については、せたな警察署と設置個所を協議しながら引き続き導入してまいります。また未然に町民の皆様を特殊詐欺犯罪などから守るため、それに係る情報収集に努め防災無線等で随時、注意喚起いたします。交通事故の撲滅については、引き続き交通安全運動の充実と啓蒙活動に全力で取り組みます。

以上、5点の施策により持続可能な町づくりと安心して暮らせる町を目指し、町政の進展に取り組んでまいりますので、皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、5期目就任にあたっての所信表明といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） これで町長所信表明を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3点の行政報告をさせていただきます。

まず新型コロナウイルスワクチン接種の状況について、本町の新型コロナウイルスワクチン接種について8月31日現在の状況を報告いたします。まず12歳以上の接種対象者7,096人に対しまして6,182人で87.1%の人が接種の予約をしております。

次に接種数、接種率につきましては、65歳以上の人では、すでに2回目も終えた人が99.3%となっており、全体の12歳以上の人については、1回目を終えた人が5,837人で94.4%、2回目も終えた人が5,077人で82.1%となっているところです。なお接種希望者の8割以上の方が終了していることを受け、今後のワクチン接種につきましては、9月以降、新規予約接種について、今金町と連携してそれぞれ週1回、せたな町では町立国保病院で、今金町では国保病院と野の花今金診療所で接種できる体制を構築しまして進めることとしたところでございます。

次に工事発注状況、それから3番の町長、副町長の動向につきましては別紙のとおりでございますので、ご参照いただければと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第1号令和3年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に6,182万5,000円を追加し、補正後の予算総額を86億1,534万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、デマンドバス運行事業費補助金、移住定住促進住宅奨励金、地域エネルギービジョン策定業務、温泉2号井源泉ポンプ改修工事など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして、地方債の追加4件、変更1件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1の4ページ、第2表地方債補正からご説明いたします。追加する住宅リフォーム等助成事業2,000万円、子ども医療費助成事業1,300万円、患者輸送バス運行事業1,140万円の3事業合わせて4,440万円については、令和3年度の過疎債ソフト分の発行額限度額が確定したことから追加するものでございます。また北部桧山衛生センター最終処分地整備事業340万円は、過疎債の追加によるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

次に変更する臨時財政対策については、発行可能額の確定に伴い限度額を減額するものでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料によりご説明いたします。すでにお目通しをいただいているものと思いますので、説明は簡略にさせていただきますと思います。

それでは歳出からご説明いたします。補足資料の3ページでございます。議案その1では9ページからとなります。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費250万8,000円の追加をお願いするものでございます。空家等除却事業補助金250万円の追加は、申請件数が増えていることから5件分の追加をお願いするものでございます。次にテレビ共同受信施設大規模改修事業補助金8,000円の追加は、若松地区の対象世帯数を当初107世帯で見込んでいましたが、最終的に108世帯、1世帯増えたことによるものでございます。11目光ファイバ網管理費378万4,000円の追加は一般国道229号せたな町美谷改良工事に伴い、新美谷トンネル工事の附帯工事であるトンネル内のケーブル管路が本年10月に完成し、現在、光ケーブルを敷設している旧美谷トンネルが用途廃止されることから、旧美谷トンネル及び近隣の副道から新美谷トンネル内へ光ケーブルを移設するものでございます。13目、町有施設維持管理費42万1,

000円の減額をお願いするものでございます。1節報酬、会計年度任用職員70万3,000円の追加は、例年にない雨不足が続くパークゴルフ場内の散水作業による時間外勤務が増えたことによるものでございます。10節需用費60万円の追加は、公園管理の除草剤、刈刃など公園管理に必要な消耗品の追加でございます。17節備品購入費、スポーツトラクター172万4,000円の減額については、入札執行残の精査によるものでございます。15目諸費では1,756万円の追加をお願いするものでございます。7節報償費、結婚定住奨励金50万円の追加は、当初10件分の予算を見込んでいましたが、申請件数が増えていることから5件分を追加するものでございます。18節負担金補助及び交付金では、デマンドバス運行事業費補助金1,296万円の追加は、デマンドバスの利用者数の増に伴い各路線の運行回数が増えたことによるものでございます。次に移住定住促進住宅奨励金410万円の追加については、新築町内分4件、町外分1件、中古住宅1件を追加するものでございます。続いて過疎債のソフト分2,000万円の追加により住宅リフォーム等助成金に財源を振替するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費63万4,000円の減額につきましては、27節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金85万1,000円の追加は、地域支援事業費及び職員給与費等の精査によるものでございます。介護サービス事業特別会計繰出金148万5,000円の減は、居宅介護支援事業等の精算によるものでございます。3目老人福祉費67万1,000円の減額につきましては、10節需要費から13節使用料及び賃借料までの敬老会にかかる経費の精査によるものでございます。今回の敬老会の中止に伴い敬老会開催業務委託料やバス借上料など242万7,000円の減額となりますが、敬老者を対象にマスクの配布や敬老会に対するアンケート調査実施にかかる経費175万6,000円の追加をお願いするものでございます。

次に4ページでございます。5目障害者福祉費1,493万8,000円の追加をお願いするものでございます。17節備品購入費9万9,000円の追加は、障がい者グループホームのぞみの居室用テレビ2台が故障しているため購入するものでございます。18節負担金補助及び交付金200万円の追加は、町内の障害福祉サービス事業所NPO法人せたな共同作業所ふれんどが整備する定員6名の男性用グループホーム建設費用の一部を、せたな町障害福祉サービス事業所施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助するものでございます。22節償還金利子及び割引料1,283万9,000円の追加は、障害者自立支援給付費国庫、道費負担金などで前年度分精算返還金でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の財源振替は、過疎債のソフト分1,300万円の追加により子ども医療費助成事業に財源振替するものでございます。2目保育所費及び3目認定こども園費の17節備品購入費については、保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る保育対策総合支援事業費補助金を活用して、各保育所、認定こども園に加湿空気清浄機、冷風扇、非接触体温測定器などを整備するものでございます。4目児童福祉施設費及び5目子育て支援費については、地域子ども子育て支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る子ども・子育て支援交付金を活用して、北檜山学童保育所、児童クラブにじっ子、北檜山子育て支

援室に感染症対策用消耗品、備品を整備するものでございます。

次に5ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の財源振替は、過疎債のソフト分1, 140万円の追加により患者輸送バス運行事業に財源の振替をするものでございます。2目予防費、12節委託料、健康管理システム改修業務(新型インフルエンザ)82万5,000円の追加は、新型インフルエンザ等の新感染症から町民の生命、健康を保護する住民接種を管理するため予防接種台帳システムを改修するものでございます。4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置補助金120万円の追加については、当初2件分を見込んでいましたが、設置要望が増えていることから4件分の追加をお願いするものでございます。6目公営温泉浴場管理費349万8,000円の追加をお願いするものでございます。瀬棚公営温泉浴場の屋上屋根から男性脱衣室入口付近に漏水しているためアスファルト防水に改修をするものでございます。2項清掃費、1目清掃総務費の財源振替は、北部桧山衛生センター最終処分地整備事業の過疎債の追加により北部桧山衛生センター組合負担金に財源を振替するものでございます。

7款1項共に商工費、1目商工振興費1,006万2,000円の追加をお願いするものでございます。1節報酬、再生可能エネルギー協議会委員報酬として27万8,000円、8節旅費、委員等費用弁償47万1,000円、10節需用費、消耗品費と印刷製本費で15万円、12節委託料、地域エネルギービジョン策定業務916万3,000円の追加につきましては、再生可能エネルギーゾーニング事業による促進エリアの設定などにより、将来を見据えた再生エネの導入目標や再生エネ導入による将来ビジョンなどの地域再エネを推進するため、せたな町地域エネルギービジョンの策定に係る経費の追加でございます。3目観光施設管理費34万5,000円の追加は、平和祈念公園トイレ給水管及び青少年旅行村管理棟入口ドア修繕に係る追加でございます。

8款土木費、1項土木管理費、2目熱源供給施設管理費562万1,000円の追加は、温泉2号井、井戸内のケーシングの老朽化に伴い、源泉坑内の異物がポンプ及びモーターに侵入し破損したことにより源泉ポンプが故障したため改修工事をお願いするものでございます。

9款1項1目共に消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金71万4,000円の追加でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書(第2回)でご確認いただきますが、新採用職員の赴任旅費、せたなタンク車の修繕等にかかる費用として消防署経費分71万4,000円の追加でございます。

これらに係る主な歳入であります。戻りまして補足資料の1ページからでございます。議案その1では6ページから8ページになります。10款1項共に地方交付税2億823万7,000円の追加は、普通交付税の財源精査によるものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金では、新型コロナウイルス感染症対策事業に充当する子ども・子育て支援交付金29万3,000円、保育対策総合支援事業費補助金37万3,000円の追加でございます。3目衛生費国庫補助金36万6,000円の追加は、健康管理システム改修業務に充当する新型インフルエンザ等対策特別措置法による自治体予防接種台帳システム改修事業補助金でございます。6目商工費国庫補助

金 966万7,000円の追加は、地域エネルギービジョン策定にかかる経費に充当する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金29万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策事業に充当する子ども・子育て支援交付金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、4目生活交通確保対策基金繰入金1,296万円の追加は、デマンドバス運行事業費補助金に充当するものでございます。

19款1項1目共に繰越金では、前年度繰越金908万円の減額でございます。

21款1項共に町債、1目総務債、臨時財政対策債2億940万円の減につきましては、発行可能額確定に伴うもので、昨年度に示された地方財政計画に基づき伸び率で積算しておりましたが、国の税収増により普通交付税の原資の確保がなされ、国と地方の折半にて借入れを起こす臨時財政対策債が減額されましたので、その分、地方交付税に地方財源を振り替えして交付されるものでございます。2節総務事業債の住宅リフォーム等助成事業債2,000万円の追加は過疎債ソフト分の追加によるものでございます。7目民生債、子ども医療費助成事業債1,300万円の追加は、同じく過疎債ソフト分の追加によるものでございます。

次の2ページでございます。8目衛生債1,480万円の追加は、過疎債ソフト分の追加による患者輸送バス運行事業債1,140万円、過疎債の追加として北部桧山衛生センター最終処分地整備事業債340万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 総務厚生常任委員会の中でも説明受けたことなんですけども、私、確認したかったので改めてお伺いしたいと思うんですけど、子ども・子育て支援交付金事業あります。この資料では4ページの児童福祉費です。それぞれ交付金を利用した感染症対策備品をこれから入れるということなんですけど、結局この交付金事業というのは、令和2年度の第3次補正で計画された事業でありまして、この期間、現場では、今年度においても春から夏までいろいろなコロナの感染対策しましたけれども、この時期の9月で、この補正を組まれたという理由というのは、私から言うところちょっと遅いんじゃないかと思うんですけども、これは事務的なそういう流れであって今の時期になったのか。秋以降となりますと大分町内においては、ワクチンも接種されているいろいろな面でこうなってきましたけども、1番感染症が広がった、高かった時の対策という中で、もっと早くこれはきちんとしたこの補助金を使った中で措置して、早くそういう対応をすべきでないかと、私は思ったんですけども、その辺どのような考え方でいたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 中川補佐。

○町民児童課長補佐（中川 譲君） 道高議員のご質問にお答えいたします。今回補正をさせていただいた経緯ですけども、令和2年度の第3次補正予算を財源ということで、当初から厚労省

がこの事業を実施する予定だということで情報は掴んでいたんですけども、実際に国のほうからの申請行為、その手続がこのたびやっと7月に通知が公開されたものですから、それに合わせて今回補正をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 7月に正式に各市町村について交付申請しなさいということになったんだということで、それで今回補正になったという話です。その間結局、感染症対策各現場では、それぞれされたと思うんですけども、その辺についての対応策というのはきちんとなされたのかどうか、どういった経費を使って、例えばマスクの配布だとかいろいろなことやったと思うんですけども、その辺についてどのような状況だったのかお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 中川補佐。

○町民児童課長補佐（中川 譲君） この間の児童福祉施設のコロナ対策の関係でございますけども、令和2年度の交付金等で既に各施設へは必要な空気清浄機であるとか、工場扇いわゆる業務用の扇風機だとか、換気対策だとか、空気の清浄化これらの対策用の備品は、既に令和2年度のほうで補助金を使いながら整備してるところは整備してるという状況でございます。今回、感染症対策に必要な備品等も含めてこういう申請手続きがあるということで現場にも改めて確認をさせていただいた上で、今回補正を上げた備品等を購入したいということでございます。マスクだとか消毒液、これらもある程度、令和2年度のほうで、各団体等からの寄附などもございまして相当数の在庫が残ってるという状況ですので、今回一部、子育て支援センターにマスク、消毒液等を買う予定で予算を組ませていただきましたけども、それ以外の認定こども園であるとか、各学童保育所については、令和2年度のそういう団体等からの寄附などもありまして、かなりの在庫が残ってるということで今回その大部分は補正を見送る形で、改めてまたこのあと、この事業は今年度いっぱい期間の中で購入対象ということになってますので、今後の感染状況等を見ながら、また必要な物品等があればこの補助金を使って購入をしていきたいということで考えております。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） わかりました。やはり子供を預かる現場としては、免疫力の弱い子供たちに対する保護者の心配と言いますか、いろいろなことが懸念される中で、こういった補助金、またいろいろな対応策ということでもありましたけども、7月に大体、国から補助金申請っていう自体、これについて私は姿勢というか、これは本当にそうだったのかなと私は思うんですけども、その辺きちんと道なりと連携を取りながら、情報を取りながらということで、迅速なこういう処置を、そしてこういう対応策を図るべきじゃないかと私はそういうふうに思っておりますので、その辺、今後十分留意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 中川補佐。

○町民児童課長補佐（中川 譲君） 道高議員の言うようにそういうような対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） ほかにございませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案書その1、11ページ、3款衛生費、5目の障害者福祉サービス事業設置整備事業費補助金についてお尋ねをいたします。先般の総務厚生常任委員会を傍聴して知った事実ではありますが、これは町長にお尋ねしたいと思います。全体の事業3,000万円に対して国の補助金は適用にならない状況の下で今年度やるとすれば、公的支援はせたまの200万円、これは実施する側にとっては大変貴重な財源であり、ありがたい話だというふうに思うんです。ただ疑問に思ってその後、私なりに調査をいたしましたところ、3,000万円で済みませんと。その後300万円追加になりましたというんです。町長3,300万円の総体の事業費ということになってますから、もうこれは10月から始めて来年3月に竣工して新年度スタートと、定数6のグループホームでありますけれども、町長どうですか、国の補助金が見込めなかったにしても3,000万、加算されて3,300万、その事業をNPO法人が進める上で自主財源非常に厳しい環境の中で、僅か200万という支援について、あなたの政策から判断してこれでよしとするのかしないのか、その辺を伺っておきたいと思うんです。それで3回しか質疑できませんから先回りして申し上げておきますけれども、いやそれはNPO法人側が納得して既に話がついてる問題だという答弁なさると思うんです。その前提としては、それで常任委員会での町長発言を聞きますと、実は令和3年度国の補助金を見込んでおったんだけど、それはかなわなかったと。したがって来年度申請すれば、これは受けることができるのにNPO法人側の判断でやりたいということだという説明です。正確を期して8月25日の総務厚生常任委員会のまだ署名はもらってないようですが会議録を紹介いたしますが、町長の発言はこうなっているんです。来年もう一度この国の補助事業を挑戦したらいかがですかという相談をさせていただきました。しかしふれんどは、今のところ自己資金で建てるという力もありますので、何とか今年やりたいんだという状況でしたと。私これは認識を根本的に間違ってるっていうことです。簡単に言えば、自己資金で建てるっていう力もあるんで今年度やりたいという説明なんです、違うんじゃないですか。自己資金は非常に厳しいというふうには私は実情を調査しました。ならばなぜ今年度なんだということなんです、実は障害児を持っている父兄との話し合いの中で、来年にやりますという前提で計画を進めて、振興局のほうも大丈夫だろうという見通しを示していただいたんでそういう流れになってきたと。それから光の里のほうにも、今の父兄のほうは4件ほどあるそうです。それから光の里のほうについては2件ですか、3件でしょうか。来年やりますよということでの話し合いを進めてきたと。ところが振興局がどこまで保証したかということとは別として、大丈夫でしょうという見通しを示してくれて計画を進めたんだけど採択にならなかったというんです。採択率は町長知ってるように非常に今回低かったようです。非常に低かったようです。結局そこに齟齬が起きて、どうしようということになったと。来年申請したら間違いなく確実に採択になるかどうかというその保証もこのような状況では確定できない。万が一ということもあるという判断をせざるを得なかったそうでもあります。それでNPO法人としてどうするのかということなんです、父兄の希望があり、光の里側との話し合いがある中でNPO法人

の社会的責任、これは全うしなきゃならんだろうという議論を理事会において深刻な議論の末、そういう結論を出したそうです。その思いを私は総務厚生常任委員会できちんと伝えるべきであったのではなかったのかと思います。その説明が町長にこの予算の陳情をした時に説明はしているというふうに関係者から聞いております。町長わかっているんですよ、そういう事情はね。そこで私が申し上げたいのは、財源十分あって今年やっても大丈夫だよという判断では決してなかったというその実態について、町長の正確な認識を伺いたいと思うんです。

もう一つ言うておきますが、NPO法人というのは営利団体じゃないんです。10年間で2,000万以上の自主財源で事業できるようなそういう団体ではありません。特に財源問題として、このたび有力視されていたのが、実は一般収入に対する国の補助金なんです。1人年550万ですか、加算があると。今年、来年2人あるいは3人という状況の中で財源が入ってくるので、確かに特殊な年度ではあるんです。しかし障がい者が一般就労をするというその絶対数というのは限度があります。大体来年度で尽きるそうです。その後の見通しというのは極めて厳しいというんです。そうしますと自主財源に限りがあるというふうに判断せざるを得ません。今回の場合、全体で3,300万の予算になりますけれども、自己資金で700万、町から200万、結局融資を受けるのは2,400万、こういう大事業になるわけです。ここのところにもう一度、冷静に目を向けていただいて支援策を現実に見合った形で補強するという考えがないかどうか、2つ目に伺っておきたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、総務厚生常任委員会でもお話をさせていただきました。十分NPO法人ふれんどとの話し合いをさせていただいて、現状の制度を補助要綱に沿って補助させていただいたところでございます。個別案件によって考え方を要綱に合わせるということにはなかなか町としてなりませんので、こういう状況で率直な協議をさせていただいて、ふれんど側と合意をしたということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） あんまり答えになってないんです。私は個別案件だからどうこうなんて聞いているんじゃないんです。今回この実情に対してあなたはどのような認識でいるのか。3,000万の総体の事業に対して200万でいいと思っているのかというあなたの政策判断、政治判断を聞いたんです。個別事案についての判断云々って言いますから、それじゃ申し上げましょう。この補助金要綱というのは平成28年度に導入されたものなんです。せたな町障害福祉サービス事業施設整備事業補助金交付要綱これ28年8月1日です。これも個別案件に対する対応として出たものじゃないんですか。あなたが個別案件ごとにやるもんじゃないなんて言ってるけども。これ個別案件が出てきてやったもんじゃないんですかこの要綱は。具体的に申し上げます。グループホームすみれですよ女子寮の。この時には、ふれんどの向かい側の中古住宅をリフォームして5人ですね。オープンするという時にリフォームの費用全体が900万なんです。これに対して国は半分助成して、残った450万のうち150万を助成したと。要綱で事業の3分

の1、つまり補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額以内とするということで3分の1助成なんです。ただしこうなっておりますして200万円を限度とするということなんです。だからすみれの場合は、この要綱に沿った措置をしたわけです。これは個別の問題が出てきたので補助するのであれば要綱を決めなきゃいかんだろうと。その要綱としてすみれ用に当時、具体化したものなんです。町長これは確認できますね。ところが全体の事業の900万のリフォーム事業と全く新しく建てる3,300万の新規の事業と同列になりますか。しかも5年前の話なんですこれは。時代、環境が違うんです。

もう一つ申し上げておきますが、元来これは町の政策でなきゃならんのです。私第2次せたな町総合計画手元に持ってまいりました。それに基づいてせたな町障がい福祉計画が立てられておりますけれども、令和3年度で第6次になります。この第6次の計画を見ますとこう書いてあるんです。令和3年度に町内でグループホーム新設予定があり、下記のとおり増加すると見込みました云々と。これは町の計画ですよ。あなたがこの政策を遂行しなきゃならん行政上の責任があるプランなんです。こういうものに基づいて民間がやった。仮に民間がやらないとしても町の障がい者福祉施策として遂行しなくちゃいかん問題なんです。特にグループホームというのは、地域要求が非常に強いものでありまして、諸サービスの中でも居住系サービスの重要なメニューとして位置付けられているんです。私の目の前におります道高議員、副町長時代にも大変ご尽力願って某施設をリフォームして男性用のグループホームの開設にこぎ着けた、のぞみですね。非常に過去行政についてはご尽力されてるんです。これはあなたの成果と言って構わないと思います。NPO法人ふれんどの建物を建てる時にも、木関係の補助金大変ご苦労されて引っ張ってきて極めて大きな予算で建物を建てたという立派な過去のいきさつ経過、実績があるわけですから、そういう点から言いましても今回この3,300万に及ぶ非常に大きな事業に対して、私ね国の補助金が来年適用されるのに待たなくて今年やるんだと、だから200万でいいんだってというその考え方がどこから来るのかと思うんです。仮に国から3,000万の半分として1,500万出たにしても、残った1,500万を非営利法人であるNPO法人が全額自己資金でということに町長なりますか。私は3分の1は3分の1で結構だと思います。限度額の200万というのを取っ払ったらどうかと思います。誤解のないように申し上げておきますが、法人側は200万を増額してくれという要求を私に持ってきたのではありません。そこは全く違いますから誤解のないように申し上げておきますが、私の調査した過程の中でこれは実情に沿わないなど。町長の考え方は一体どうなってるんだらうかと。議会の場で質さざるを得ないなどと思って、このたびの質問に至っているわけです。町長どうですか、要綱ですからこれは条例と違って議決対象にならないんです。要は、あなたの政策判断で幾らでも変更できる裁量権のある問題なんです。どうですか限度額を取っ払ってみませんか。どうしても限度額を取っ払えないというのであれば、今回の物件にふさわしい補助金限度額の引上げということについて早急に検討なさってはいかがですか。今日これは議案として出てますから200万の補正、これは賛成か反対か議会人として判断を迫られているわけです。申し上げておきますが200万で仮に議決されたからといって要綱を変更できないということにはなりませんから。それは新たな要綱を積み上げて、いつから実施すると

いうことを明確にすれば、その範囲の中であれば申請を出させ直して不足する分の追加補正をやればいわけなんです。これ予算編成の方針上のテクニックとして十分方法論は可能でありますから、そうしたことも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 補助要綱の関係につきましては、今議員おっしゃったような状況だというふうに私も認識をしております。要綱の中身につきましては、町の財政状況を十分勘案した中で決定をするということになっているところでございます。今回の案件ですが、これ国の補助事業を申請しておりましたが残念ながら採択とならなかったというものでございますが、まず国の事業が採択にならなかった代わりに町がその分を支援するという、そういう考え方は、ほかの事業に対しても持ってございません。それはあくまでも事業者が国に申請をして今回はならなかったということでございます。次回挑戦するか、それとも自主財源で事業を実施するかという選択につきましては、それは町の判断ではございませんので事業者自身の判断ということになるわけでございます。そうした時点で現在ある要綱に沿って町は支援をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 全然答弁なってませんから、答弁させ直させてください。

○議長（真柄克紀君） 町長、要するに要綱を変えるなり、運用基準を変える気があるかないかという考えがあるかどうかという質問なんですよ2回目は。

町長。

○町長（高橋貞光君） 要綱の変更につきましては、その町の財政状況等を勘案しながら判断をするということになるんだというふうに思います。今その時ではないというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） あのね本当に答弁になってないんですよ。修学旅行の補助金の時もそうでしたが、何でもかんでもタダにできない、町の財政ぶっ壊れると、そういう点であなた今年の予算審査の時に長々と繰り返したんです。たった数百万の助成をやって町の財政ぶっ壊れるんですかということについてもあなた結局答弁できなくて、年度途中で検討しますということになって、今年度限定なんでしょうけれども修学旅行の補助金補正予算6月に出しましたよね。それ出さないよりは出したほうが良いと思うんです。その時どういう批判が議会から出ましたか。これは当初予算に計上すべき政策予算であって臨時のお金なんですかと。その辺当然にして出るんです。今もその考え方は何も変わってないんです。財政状況を勘案して判断すると、今はその時ではないと。今その時でしょ。今除いて新たにまたグループホーム出てくる時期まで待つんですか。何年待つんですか。私が申し上げているのは町の政策なんですよこれは。民間サイドでやむを得ずして今年度やるというそういう事情を私は申し上げました。法人側の得手勝手な己の判断でやるということではないんですよ。地域のニーズがあって、障害者の家族や施設からそうしたニーズが提起されて、社会的責任を全うするために万やむを得ずやるとこういうことなんで

す。町長ね、町長聞いてください。3,300万ですから、出された要求時点では3,000万なんです、その後300万追加になったそうです。これもひとつ認識しておいてくださいよ。そうすると町の補助金を除けば、いいですか3,100万の負担をNPO法人側でやらなければならないになります。町長これ可能だと思いますか。我が町の財政そういう状況でないから検討しても答えは出せませんと。要するにびた一文あとは200万以上出しませんよということなんです。私ね、それがあなたの今5期目の町政のスタートの在り方かと思いますよ。高橋町政の5期目というのは、そういう政治をやるんですか。そこのところをしっかりと考えてもう一遍、今度この計画は、地域要求があって必要やむを得ずして非常に大きな負担にはなるけれども、10年間に渡って2,000万以上の負債を返済していかなきゃならないけれども、NPO法人の自主財源としては非常に厳しい状況ではあるけれども、やらざるを得ないんだということについて、あなたの判断を明確にもう一遍示していただきたいと思います。申し遅れましたからもう一言付け加えておきますが、すみれのときの借入金、これは300万あったそうです。900万の予算のうち半分の450万が国の補助金、300万は借入金、150万は町の補助金、この300万まだ完済になってないっていうんです。これ返済していかなきゃならん金として残っているんです。それからあなたもご承知だと思いますが、ふれんど本体の建物、これは中古でありますから相当手を入れなくちゃいかん。町のほうでも外側の建物補助してくれるという見通しが立ってるんだと言っておりましたが、内部施設の一定部分では相当の自主財源を投入して改修しなきゃならんという事情があるそうです。それを今度は新たに3,100万の自主財源を向こう10年間にわたってつき込んでいく。ここを町長、1回考えてくださいよ。せつな町の財政多少補助金出したから壊れるという状況ですか。NPO法人を将来とも持続させるために、それから何よりも大事なものは障がい者福祉政策というのは、町の固有の責任なんです。あとで一般質問別件でもやろうと思っておりますが、障がい者総合支援法という法律、これは2013年に決まって、その後1回2018年に改正されておりますけれども、これは国の政策であり、地方自治体の政策なんです。この政策をやる上で3,300万の事業にわずか200万、それ以上出したら町の財政事情を許さないんだと。そんな程度の町政運営なんですか。そこのところもう一遍考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、今のNPO法人の位置付けと、それから今のこの措置に対するさらなる支援策があるかどうか、この2つについて明確な答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） まず菅原議員の法人に対する財政状況の心配、これは私も当然同じような心配を相談をいただいた時にいたしました。やはりこれだけの大きな事業でありますから国の支援事業を使うという前提に立てないのかという話をさせていただきました。しかし法人としては、今の財務内容で十分いけるということで、今年度ぜひやりたいんだということでありましたので、それは了承したということでございます。確かに福祉事業、様々な部分がございまして、町の果たす役割相当大きなものというふうに認識をしているところでございます。福祉計画、老人計画につきましても、これは事業者の意向十分勘案しながらそれらと整合性を図って計画を作

るということになるわけでありまして。それはそれぞれの事業者が事業を拡大、あるいは充実という部分での展開をこれからもしていくことになるというふうに思いますので、町としても、それに沿って補助要綱等の整備をしながらしっかり対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の案件については、具体的に今以上の考え方は今の段階では無いというふうな判断でよろしいですか。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今回の件につきましては、先ほどから答弁差し上げておりますとおり、どうしても今年度自主財源でやりたい、やれるということで私たちも理解しておりますので、これは現行どおりこれまでの考え方を変更するということはございません。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） ちょっと待ってください。

高橋町長今の答弁ですけど、これは質問者のほうは国の財源いろいろな財源は別に、この案件はきちんと町の責任で、その負担を軽減してあげる必要があるかどうかということ、そういう考えでこれから進む可能性があるかどうかで質問してるわけですよ。町長の今の話でいったら国の補助が付かなかったからあと自分たちの自主財源でやるという話とは全然違うと思うんです。要は町がこういう案件に関してどこまで今の段階で、さらに応援してあげる必要があるというふうに考えているのか、それとも必要ないと考えているのかという質問だと思いますので、その点について明確にしてください。

町長。

○町長（高橋貞光君） ですから今回、補正で提案させていただいているとおり、要綱に基づいて支援させていただくということでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行上で申し上げておきます。答弁してないんです。政策判断の中身を聞いているのに答弁してないんです。これ以上やってもまた例によって押し問答になって、最後は菅原しつこいぞと、いい加減にしろという話になるんでしょうよ。そういうこと願っているのかもしれませんがこれ以上は言いません。ただ答弁になってませんから、後ほど会議録精査の上、しかるべき措置をとっていただきたいと思います。その際にNPO法人側が自主財源があって大丈夫だという発言を天地神明に誓ってしていないという確認を取ってますから、この点について町長発言に誤りがあった時には、しかるべき措置を議長としてお考えいただくようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 極力答弁するようにはこちらのほうから要請したつもりでございますが、その辺についてもきちんと今の議員の申し出も含めたことを頭に置きながら菅原議員の質疑はこれで終わります。

ほかにございますか。ほかに一般会計ございますか。

石原議員。

○9番（石原広務君） 補足資料の3ページ民生費、これは常任委員会でも調査案件になったんですけど敬老会の在り方に関連して、この補足資料には使用料及び賃借料に含ませて車等借上料、敬老会中止に伴う開催業務バス借上料等の減及びマスク配布やアンケート調査に係る経費の追加となってるんですが、これ常任委員会の中では敬老会がコロナ禍の中でやむを得ず今年も中止、去年はタオルと粉茶、今年はタオルとマスク20枚入770円、どうでしょう常任委員会でも質疑に合わせて申入れというか、私としては強く要望したつもりだったんですが、敬老会、町に高齢者を敬う気持ちが基本的にあった上で、敬老の対象者は介護施設、要は寝たきりの方もいらっしゃるわけですが。その方々全てに敬老会中止だからタオルと20枚入りのマスク770円これを配りますと。これ担当課のレベルでは、これ最大限考えたと思うんです。それこそ町長おっしゃるように限られた予算だということもおそらくいろいろ協議を揉む段階でそういうふうな考えにならざるを得ない状況だったと思うんです。ただ賄い費とかが減になるんです。常任委員会でも発言しましたが、マスク1箱770円にせめて230円足して少額ではあるけど、常任委員会では商品券と言いました。お米券とかでもいいと思うんです。それを町長、高齢者を敬う気持ちが基本的に町にあれば、少額ですけど対象になるおじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さんっていう家族構成もあるでしょう。その方に何かしらの敬老会中止に伴って代替えとして考えてくださいということで、これいやもしかしたら常任委員会できちんと反対をすればよかったのか、そういったのもあとで反対したんですが、そういうふうな考えは町長これ持てませんか。マスク寝たきりの方、喜ぶお年寄りもいらっしゃると思いますよ。家族が町外に理由があって住まわれてる方もいるんです。いや私としては町で使える商品券を配っていただきたいなというふうには思うんですけど、それが叶わなければお米券という代替措置もあると思うんです。このマスクってということだけはどうも納得できないんです。これ副議長がおっしゃってたのに関連して、たかがマスクかもしれないけど、これも政策判断だと思うんですけど、担当課に聞いてもその辺の苦慮した答弁されてると思うんです。理事者としてこの辺、率直に言います。変更を考えていただけませんか。いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） こうした問題につきましては、人それぞれいろいろな考えがあるんだというふうに思います。したがって100%一人一人に十分対応できるということは大変難しい話でございます。この問題については当然常任委員会でもお示しをして、ご意見をいただいて、常任委員会として通していただいている案件でもございますので、ここでこの考えを変えるということには当然ならないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 予想どおりの答弁なんです。常任委員会で確かに私は先ほど言いました。常任委員会の委員として、きちんと手続きを取って確かに反対っていう立場ということはしてませんよ。ただ意見として言わせていただいたのは間違いありません。その上で新聞報道もされたんです。ここにあるアンケート調査、ここと併せて20歳以上ランダムに1,000人選ぶと

ということで説明も受けました。ただ新聞報道されて、町として要は檜山管内でも奥尻とせたなだけなんです、こういうふうに敬老会やって来ていただいたのは。関わる方が女性団体含めて高齢化ということの理由も敬老会を中止する理由、その上で今後の在り方をアンケートを取ると。それに経費かかるんですよ。女性団体に意見を聞けば、その辺の在り方率直な意見聞いてるんです。その上で再度お願いしたいんですが、マスクではなくて、770円に230円せめて足して、少額1,000円かもしれません。それに町長、常任委員会を通したからとかじゃなくて、通したからじゃ私の判断はそうなんですかって。そうではなくて、人それぞれだと思います。でも町として今の状況下、寝たきりの方にも含めてマスク配布で、それでよしとする。常任委員会が云々でなくて町長としてそういうふうな判断をされるということなんですか。変更していただけますか。

○議長（真柄克紀君） 樋口課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） ただ今の石原議員の質問にお答えします。この件に関しましては、先般の常任委員会で石原議員のほうからもお話がありまして、その際、今回アンケート調査を取った中で、この件につきましてもいろいろ調査分析をして対応したいということで、お答えしていたところでございますが、そのようなことで今回補正をさせていただいたところでございますので、どうぞご理解を願いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 町長、こんな質問ってあるんですかねって今ささやく声聞こえたんですけど、新聞報道のアンケート調査、これに対しても新聞を見た方からも、今さらこんなアンケート取ってどうすんのよっていう率直な意見もありますから、これも強く今指摘させていただきます。その上で20歳以上のランダムに選んだ方々から1,000人の方が何%返答するかわかりませんが、そのアンケートの内容によって町長、敬老会の在り方、町として変わるんですか。私としては敬う気持ちがきちんとあれば、コロナがいつ収まるかわからない、この在り方はきちんとして町で示せるはずなんです。常任委員会でも言いました。旧町時代には、お手伝いする、賄いも一生懸命やっていたら女性団体含めて、高齢化が既にあの時点で団体のほうから出でて、今まで敬老会中止にしてたんです。そういった状況も、今改めてアンケート取る理由には私はならないと思うんです。そういうことも勘案した上で、町長こんな質問ってあるんですかってまた言うかもしれませんが、このマスクに関しては、ぜひ変更していただきたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 今この時点で変更ということはできません。今後の敬老会の在り方、これらについてはこれから検討することとしております。敬老会のそもそもの目的というのは、地域の方々が地域の高齢者を敬うと言うような、そういう感謝をするとそういうような形でございますので、町としても、これまでもそうした考えの下で町としても行ってきております。そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) なければこれで質疑を終わります。

これより討論を許します。

石原議員。

○9番(石原広務君) 私は、令和3年度せたな町一般会計補正予算(第4号)について反対の立場で討論申し上げます。今、質疑、答弁とありましたが、本当に今まで頑張ってきた高齢者を敬う気持ちが私にすれば微塵も感じられません。たかがマスク、たかが1,000円の商品券、そういった予算、お金ということだけしか町長の答弁から感じられません。したがって私はこの補正予算、民生費の変更ができない以上この補正予算には反対の立場で討論させていただきます。

○議長(真柄克紀君) 次に賛成討論を許します。

菅原議員。

○11番(菅原義幸君) 賛成討論をやります。

ただルール上、答弁に条件を付けるわけにはいかないんです。ここまでは賛成だが、ここまでは反対だと、ですから議案そのものには賛成をいたします。ただし質疑の中で指摘しましたように、ふれんどのグループホームに対する助成金200万については、これ町長間違いですから、絶対額少な過ぎますから、これは質疑の中で申し上げましたように町長が裁量権で今日でも決めればいつでも増額可能ですから、そういうことを新たに強く求めて、まだこの問題全部クローズしたわけではありませんからね。これから手をつける問題ですから、ぜひ冷静に5期目の町長にふさわしい大きな温かい障がい者に対するご判断を求めておきたいと思います。

賛成討論終わります。

○議長(真柄克紀君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) これで討論を終わります。

これより議案第1号について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただいまより40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長(真柄克紀君) 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第7 議案第2号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第2号令和3年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に571万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,554万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、職員手当等の精査及び介護給付費負担金等返還金について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案その1の24ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費39万2,000円の追加は、職員手当の精査によるものです。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費50万円の追加は、高額医療合算介護サービス費負担金の不足によるものです。

3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防・生活支援サービス事業費は、補正は無く財源振替であります。

25ページになります。次に3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費33万2,000円の追加並びに2目包括的支援事業費（社会保障充実分）32万7,000円の追加は、それぞれ職員手当等に係る増額であります。

次に6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金416万2,000円の追加は、前年度分介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績に伴う返還金であります。

これに伴う歳入でございますが、21ページをご覧願います。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料では9万9,000円の追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で10万円の追加及び2項国庫補助金、1目調整交付金で5万円の追加は、高額医療合算介護サービス費に伴う増額、同じく2目地域支援事業交付金12万5,000円の追加は、包括的支援事業費に伴う増額、同じく3目保険者機能強化推進交付金で15万3,000円の追加及び4目介護保険保険者努力支援交付金で10万2,000円の減額は、補助金申請額に伴う増減。

22ページをお開き願います。4款1項共に支払基金交付金、1目介護給付費交付金で13万5,000円の追加。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で6万2,000円の追加、2項道補助

金、1目地域支援事業交付金で6万2,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、1目介護給付費繰入金で6万3,000円の追加、2目地域支援事業繰入金で39万6,000円の追加、3目その他一般会計繰入金で39万2,000円の追加、23ページになります。2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金で413万7,000円の追加。

8款1項1目共に繰越金で、前年度繰越金4万1,000円をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第3号令和3年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に23万2,000円を追加し、補正後の予算総額を6,072万1,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、ケアプラン作成等に要する支援システム使用料などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案その1の31ページをお開き願います。歳出からご説明い

たします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス費、1目デイサービスセンター事業費は補正は無く財源振替であります。次に4項1目共に居宅介護支援事業費23万2,000円の追加は、民間の居宅介護支援事業所において介護支援専門員が減少し、要介護者のケアプラン作成が大変な現状にあることから、地域包括支援センター職員が居宅介護支援業務に対応するため、ケアプラン作成等を行う支援システム使用料の追加に伴う増減であります。

これに伴う歳入でございますが30ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、3目居宅介護サービス計画費収入で181万7,000円の追加。

2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で148万5,000円の減。

3款1項1目共に繰越金で前年度繰越金10万円を減じまして、収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第4号令和3年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案いたします補正予算の主なものでございますが、オンライン資格認定システムの導入に係る経費の追加について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

国保病院西村事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それではご説明いたします。はじめに今回の補正に関連する国

のオンライン資格確認システムについて簡単にご説明申し上げます。

現在、国が普及を進めておりますマイナンバーカードにつきましては、健康保険証としても利用できるものとなっておりますが、利用にあたりましてはオンライン資格確認システムを介して行う仕組みとなっております。一方、医療機関側としては、このオンライン資格確認システムに対応するネットワークの環境の整備が条件となっております。つきましては国保病院及び瀬棚、大成両診療所、瀬棚歯科診療所でもご利用いただけるようネットワーク環境を整備するため、オンライン資格確認システムと既存の医事システムを連携するためのシステム改修に要する経費につきまして、このたび補正をお願いするものでございます。

それでは内容の説明を申し上げます。議案その1の38ページをご覧ください。せたな町立国保病院分の収益的収支の支出からご説明申し上げます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、3目経費179万7,000円の追加は、5節消耗備品費、オンライン資格確認用パソコン1台の購入30万3,000円、13節委託料、オンライン資格確認システム連携業務149万4,000円の追加となっております。

これらに対する収入は37ページをご覧ください。1款せたな町立国保病院収益、1項医業収益、3目その他医業収益、4節医療提供体制設備整備交付金179万7,000円の追加でございます。以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして瀬棚診療所分の収益的収支についてご説明いたします。40ページの支出をご覧ください。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所費用、1項医業費用、3目経費77万9,000円の追加は、5節消耗備品費、歯科のオンライン資格確認用パソコン1台の購入30万3,000円、13節委託料、オンライン資格確認システム連携業務、医科で36万2,000円、歯科で11万4,000円の追加となっております。

これらに対する収入は39ページにお戻り願います。2款せたな町立国保病院瀬棚診療所収益、1項医業収益、2目その他医業収益、3節医療提供体制設備整備交付金77万9,000円の追加でございます。以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして大成診療所分の収益的収支についてご説明申し上げます。42ページの支出をご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所費用、1項医業費用、3目経費71万円の追加は、5節消耗備品費、オンライン資格確認用パソコン1台の購入30万3,000円、13節委託料、オンライン資格確認システム連携業務40万7,000円の追加となっております。

これらに対する収入は41ページをご覧ください。3款せたな町立国保病院大成診療所収益、1項医業収益、1目1節共に外来収益、医科で28万1,000円の追加、2目その他医業収益、3節医療提供体制設備整備交付金42万9,000円の追加でございます。

以上のとおり収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで皆様にお諮りいたします。このあと今日の案件について、このまま継続で進めたいと思いますが、皆様ご了解いただけますでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） それではそういうことで議事を進めてまいりますので、ご協力方よろしく
お願い申し上げます。

◎日程第10 議案第5号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第5号せたな町過疎地域持続的発展市町村計画の策定
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案のその2でございます。議案第5号せたな町過疎地域持続的
発展市町村計画の策定についての提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法第8条第1項の規定に基
づき、せたな町過疎地域持続的発展市町村計画、計画年次につきましては令和3年度から令和7
年度でございます。この計画を策定するにあたり議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤英美君） それでは別冊のせたな町過疎地域持続的発展市町村計画
（案）の1ページをお開き願います。まず1ページから10ページまで、1基本的な事項につい
て記載しており、1ページから3ページまでは（1）せたな町の概況として、①自然的、歴史的、
社会的、経済的諸条件の概要や②過疎の状況、③社会経済的発展の方向の概要を記載しておりま
す。3ページから5ページにかけては（2）人口及び産業の推移と動向、5ページから7ページ
までは（3）行財政の状況、8ページには（4）地域の持続的発展の基本方針や（5）地域の持
続的発展のための基本目標として、①産業経済の振興や②若者定住、Uターン者の受入れに配慮

した施策の推進、9ページには③時代の変化に対応した施策の推進、④重点的かつ効率的な施策の推進⑤広域的視点からの施策の推進、⑥人口に関する目標を記載しております。10ページには(6)計画の達成状況の評価に関する事項や(7)計画期間、(8)公共施設等総合管理計画との整合を記載しております。

11ページから12ページには、2移住定住地域間交流の促進、人材育成について記載しており、11ページでは(1)現況と問題点について、①移住定住と②地域間交流について記載し、(2)その対策を記載しております。12ページには(3)計画、(4)公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。

13ページから22ページには、3産業の振興について記載し、13ページから17ページに(1)現況と問題点を①農業から⑦企業誘致及び起業支援まで7項目に分け記載し、18ページに(2)その対策、19ページから22ページに(3)計画を記載しております。22ページには(4)産業振興促進事項と(5)公共施設等総合管理計画等との整合について記載しております。

23ページには、4地域における情報化の(1)現況と問題点、(2)その対策を記載しております。

24ページから28ページまでは、5交通施設の整備、交通手段の確保について記載し、24ページに(1)現況と問題点として、道路橋梁や25ページに②地域公共交通について記載しており、26ページに(2)その対策、27ページに(3)計画、28ページに(4)公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。

29ページから33ページまでは、6生活環境の整備を記載し、29ページから31ページまで(1)現況と問題点として①上水道から⑦防犯・交通安全まで7項目に分け記載し、31ページに(2)その対策、32ページに(3)計画、33ページに(4)公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。

34ページから38ページまでは、7子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について記載し、34ページから36ページまで(1)現況と問題点を①高齢者福祉から④健康づくりの4項目に分け記載し、36ページに(2)その対策、37ページに(3)計画、38ページには(4)公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。

39ページから41ページまでは、8医療の確保について記載し、39ページに(1)現況と問題点、(2)その対策が記載され、40ページに(3)計画、41ページに(4)公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。

42ページから45ページまでは、9教育の振興について記載し、42ページから43ページまで(1)現況と問題点を①小中学校から⑥社会体育施設の6項目に分け記載し、43ページに(2)その対策、44ページに(3)計画、45ページに(4)公共施設等総合管理計画等との整合が記載されております。

46ページから50ページまでは、10集落の整備について記載し、46ページに(1)現況と問題点、(2)その対策を記載し、47ページから49ページには、各地区の集落配置図、5

0 ページには、集落配置図地区名称一覧を記載しております。

5 1 ページから 5 2 ページまでは、1 1 地域文化の振興等を記載し、5 1 ページに（1）現況と問題点、（2）その対策、（3）計画を記載し、5 2 ページに（4）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。

5 3 ページから 5 4 ページには、1 2 再生可能エネルギーの利用の推進を記載し、5 3 ページに（1）現況と問題点、（2）その対策、（3）計画を記載し、5 4 ページには（4）公共施設等総合管理計画等との整合を記載しております。

5 5 ページには、1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項で、（1）現況と問題点、（2）その対策、5 6 ページでは、事業計画で過疎地域持続的発展特別事業分の一覧表が記載されております。

説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6 番（道高 勉君） 新しく今年度から 10 カ年という中でその中で今回、令和 3 年度から令和 7 年の 5 カ年ということでの市町村計画であります。過疎法ができてから大体 50 年近くになって、我が町におきましてもこういった有利な過疎債をいただきながら地域の形成を図ってきたという歴史があるわけがございますけれども、今回持続的発展ということであります。本当に合併して 16 年迎える我が町にとりましては、本当に各区における地域の持続的な維持とか、そういったものがこれからどのように形成をしていくのかという大きな要点、課題もあるというふうに思います。計画の中ではそれぞれ網羅されておりますけれども、しかしかなりの課題と言いますか、取り組む政策というものがあるわけであります。それでまず第 1 点、これはパブリックコメントと言いますか、多様な町民の意見を聞きながら作るということでの一つの提言もされておりますけれども、これについての対応というのはどうされてきたのかまず伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 伊藤主幹。

○まちづくり推進課主幹（伊藤哲史君） それでは道高議員のご質問にお答えしたいと思います。この過疎地域持続的発展市町村計画の案を作成するにあたりまして、パブリックコメントをホームページのほうでは、6 月 29 日から 7 月 21 日までの 23 日間ホームページのほうに掲載させていただきましてご意見を賜りました。回覧等による募集につきましては、7 月 8 日木曜日から 7 月 21 日の水曜日までの 14 日間をパブリックコメントの期間として実施させていただきました。その中でインターネットのほうで 1 件ご意見はいただきました。そのご意見の内容につきましては、計画のほうに盛り込まれているような内容でしたので、そのような形で担当課のほうに報告し処理をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6 番（道高 勉君） 前回全員協議会の中では、その話は伺ってなかったものですからその辺

確認させていただきました。多様な町民の意見を聞きながらこれから今後5年間の町の計画を策定していくんだということでの手続き、その中でこの5年間における令和7年度までにおけるまでの間、いろいろな事業の計画がありますけれども本当にウィズコロナ、アフターコロナに中における生活様式が変わった社会情勢の中で、せたな町が基本的にどのような姿で発展をしていくかと。リスクからいうと高齢化、そしてまた人口減ということが書かれておりますけれども、その中でどのように形成していくかということで、やはり実現化に向けてこの計画がありますけれども、さらなるハードからソフト事業に転換といいますか、そういったアイデアと言いますか、そういった創造的な取り組みというものがこれから市町村下においても大きくこの差が出てくるものだろうと思います。そういう面において、この計画にあたってさらなるソフト面だとかそういう面についての取り組みについて、どのように取り組んでいこうとするのかと。そして実践していくのかということについて町長のまずお考えをひとつ聞かせていただければいいのかと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まずお手元の案にもお示しをしておりますとおり、これからこの人口減少というのは、これはもう避けられません。いかに緩和していくかと、緩やかな曲線を描くかということであるというふうに思います。そこで自治体形が目指す方向と言いますか、そういったものをしっかり定めて今後取り組んでいきたいというふうに思っております。これは当然そうした人口減少の中でしっかりとした産業振興、自立した産業構造と、成長産業化へ誘導していくというようなことが1番求められるものというふうに思っております。そうした中で一般の町民の皆様、高齢者の皆様に対しても医療福祉、介護等をしっかり充実をさせていくと、あるいは教育の充実をさせていくということになるのではないかとこのように思います。いずれにしても、そうした事業を進めるにあたって、これは過疎債の利用ということが欠かせない部分でありますので、そういったことをしっかりやりながら財政面からも、それからこの様々な施策を推進という意味からもしっかり対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） やはりこれから本当に町の過疎地域の計画の実績を得て、そして町民の共同参画というものが大きくこれから大事な視点ではないかと思うわけであります。ですからやはり常に町民参画の中での町づくり、持続的な町、地域におけるいろいろな課題についてしっかりとした取り組み、これについてはやはりソフト事業、これについての今ある行政組織の中でなかなか戦略的なセクションというものが、しっかりとした体制固めと言いますか、それにあたって中での5年後のまちづくりの姿、さらにまた10年後のまちの姿ということで、それをきちんと描いていくという姿、ビジョンというものを日常における体制の中できちんと描いていくためには、職員のセクションの体制強化と言いますか、そういったものを合わせた中で事業の展開を突き進んでいくべきではないかと、私はそういうふうに思うわけでございますけれども、その辺についての町長の認識がありましたら一つお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町が持続的に発展をしていくということの一つは、やはり作業の充実ということが欠かせないというふうに思っております。これから人口減少が進むというお話を先ほどさせていただきましたが、やはり人口規模に見合った組織の体制というものも、これは合わせてしっかり考えていく必要がある。そして総合的に様々な物を十分検討させていただきながら、これから安心して住んでいただけるせたな町の形というものをしっかり考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（真柄克紀君） 日程第11、議案第6号せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第6号せたな町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例についての提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税の特定を定めるため本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱登税務課長。

○税務課長（濱登幸恵君） それでは説明させていただきます。議案書は4ページ、5ページになりますが、別紙資料A4横形の2枚綴りとなっておりますが、資料のほうでご説明させていただきたいと思っております。表のはじめには本条例制定の根拠となります法律の目的及び税の特例措置について要約したものを記載しております。それではまず第1条の趣旨でございますが、令和3年3月31日をもって過疎地域自立促進特別措置法が時限法により執行いたしました、引き続

き過疎対策を講じていくため新過疎法が制定されたことに伴い、市町村計画に記載された産業振興促進区域内における特別償却設備の取得等について、地方税法の規定により、せたな町税条例の特例を定めることとするものでございます。

第2条は対象で、町内において事業営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で、指定を受けるための申請について定めているものでございます。

第3条は、特例措置の内容を定めておりまして、対象事業者については、青色申告書を提出している個人または法人で、対象業種については、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業でございます。次のページになりますけれども、対象となる設備等については、家屋、償却資産、土地の取得等であり、土地については、取得の日の翌日から1年以内に家屋建設に着手したものが対象となります。業種別の取得価格要件については、①製造業と④旅館業のみ資本金による取得価格の金額が設定されておりまして、資本金額が5,000万円以下である場合は500万円、5,000万円を超え1億円以下である場合は1,000万円、1億円以上の場合には2,000万円以上が対象となるものです。②情報サービス業等または③農林水産業等販売業については、資本金の要件はなく500万円以上が対象となるものです。次に課税免除の期間については3年間とするものです。

第4条は、第2条第1項で指定を受けた者の課税免除の申請について定めるものでございます。

第5条は、課税免除の地位をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第6条は、当該指定及び課税免除の取消事項について定めるものでございます。

第7条は、この条例に必要な事項について規則で定めることとするものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用させていただきたいとするものでございます。

また新過疎法の期限は、令和13年3月31日ですが、新過疎省令において課税免除の対象者である特別償却設備設置者となるための取得の期限が令和6年3月31日とされていますことから、この条例についても令和6年3月31日に失効し、失効前の取得に関わるものについては、なお効力を有すると定めるものでございます。なお参考といたしまして、この条例を適用いたしました場合の減収額については、全額ではありませんが交付税による補填措置が見込まれるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(真柄克紀君) 日程第12、議案第7号北部桧山衛生センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第7号北部桧山衛生センター組合規約の変更についての提案理由を申し上げます。

北部桧山衛生センター組合の組織体制の強化を図るため、本規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口善秋君) それでは、議案第7号北部桧山衛生センター組合規約の一部を変更する規約について内容を説明させていただきます。本規約の一部変更は、北部桧山衛生センター組合における過去の不適切な事務処理や、不祥事再発防止策の一環として副組合長を2人から3人にするなど、組合体制の強化を図るため本規約を変更するものでございます。

内容につきましては議案書9ページ新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第8条は執行機関の組織及び選任方法について規定されておりますが、第8条第1項中、改正前の下線部、副組合長2人を、改正後では副組合長3人に改め、同条第3項中、改正前の下線部、組合長の属する町の副町長を、改正後では下線部、構成町の副町長に改めるものでございます。続きまして、第10条は副組合長の職務について規定されておりますが、第10条第2項の改正前の下線部を、改正後では下線部、組合長の権限に属する事務の一部について、組合長の委任を受けその事務を執行するに改め、同条第3項の下線部、副組合長は次条に規定する職員の担任する事務を監督する。を加えるものでございます。附則としまして、この規約は知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議案第7号に反対をいたします。反対理由の第1、不祥事の処理や不適切な事務処理の防止に役立ちません。大事なことは規約をいじることではなくて、組合長の行政責任、管理監督責任を改革することです。その下で職員の意識改革をやるということを抜きに防止策にはなりません。

第2、こうした不祥事、不適切処理が発生する根源があります。それは事実上治外法権状況に置かれている一部事務組合の日常的な運営実態であります。根本策を求めるとすれば、事実上ごみ処理1事業に特化されている一部事務組合の解散が妥当だと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（真柄克紀君） 次に賛成討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立する者あり）

○議長（真柄克紀君） 起立多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 同意第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、同意第1号せたな町教育員会委員の任命についてを議題といたします。

本同意について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 11ページでございます。せたな町教育員会委員の任命について、せたな町教育員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。住所は、久遠郡せたな町瀬棚区本町444番地、桂田富次、生年月日は昭和35年3月28日生まれ61歳でございます。

次のページの12ページに経歴等を載せてございます。ご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これから、同意第1号の件を採決いたします。

この採決は、会議規則第81条の規定により無記名投票にて行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(真柄克紀君) ただいまの出席議員は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に本多浩議員、橋本一夫議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(真柄克紀君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(真柄克紀君) 異状なしと認めます。

念のため皆様に申し上げます。

本件に対し賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。他事記載は無効、白票は否といたします。

それではただ今から投票を行います。1番席から順番に議長席に向かって左側から投票し、右側から自席に着席してください。

それでは1番、吉田実議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 投票漏れなしと認め、投票をこれで終了します。

これより開票を行います。

本多議員、橋本議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(真柄克紀君) それでは投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。有効投票のうち賛成11票、以上のおり賛成多数でございます。したがって同意第1号せたな町教育委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第14 報告第1号及び日程第15 報告第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第14、報告第1号令和2年度健全化判断比率の報告について及び日程第15、報告第2号令和2年度公営企業資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本2件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) ただ今一括上程になりました報告第1号令和2年度健全化判断比率の報告について、報告第2号令和2年度公営企業資金不足比率の報告についてでございますが、報告第1号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による実質赤字比率など4つの指標、いわゆる健全化判断比率でございます。

報告第2号は、同項第22条第1項の規定による各公営企業に係る資金不足比率について、それぞれ監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告をするものでございます。

内容につきましては財政課長にから説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野英也君) それでは議案その3の2ページをお開き願います。はじめに健全化判断比率についてご説明いたします。報告いたします健全化判断比率は、財政の健全度が、どの程度の水準にあるかを表すもので、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標でございます。表の左側、一般財源の標準規模を示す標準財政規模については56億9,103万3,000円でございます。表の下段が自治体の規模により設定される基準比率であります。財政の健全性として、早期健全化基準として実質赤字比率14.60%、連結実質赤字比率19.60%、実質公債費比率25%、将来負担比率350.0%と基準値がございしますが、いずれかの基準値を超えますと黄色信号となり、早期健全化団体として早期健全化計画を策定し改善に取り組まなければなりません。

次に財政再生基準につきましても、実質赤字比率20.0%、連結実質赤字比率30.0%、実質公債費比率35%と基準値がございしますが、これもいずれかの基準値を超えますと赤信号と言われ、財政再生団体となり国の管轄下に置かれ、自治体運営にさまざまな制限を受けながら再生に取り組まなければなりません。

次に表の上段、せたな町の指標であります。実質赤字比率でございますが、一般会計、営農用水道等特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。せたな町の場合、実質収支は黒字であることから実質赤字比率は無しとなっております。次に連結赤字比率でございますが、一般会計、特別会計、病院事業会計の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でありまして、せたな町の場合、実質的な収支は黒字、資金不足は発生していないこ

とから連結赤字比率につきましても無しとなっております。続いて実質公債費比率につきましても、一般会計、特別会計、一部事務組合の檜山広域行政組合及び北部桧山衛生センター組合を含めまして、元利償還金及び準元利償還金が標準財政規模に対しての割合を示す比率であります。これは過去3年間の平均値でございますが、令和2年度は8.8%で、前年度と比べて増減はございません。この要因といたしましては、普通交付税で新設となった地域社会再生事業費の増により、近年減少を続けていた普通交付税が増額となったことから分母が大きくなり、数値が上昇とならなかったことによるものでございます。次に将来負担比率につきましては、一般会計等が将来に負担しなければならない負債が標準財政規模に対しての割合を示す比率でありまして、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっております。令和2年度は、昨年度に引き続き比率は無しとなっております。この主な要因は、将来に負担すべき負債等より、起債の財源となる普通交付税や基金などの充当財源が上回っていることとあります。このように令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準をクリアしております。しかしながら基金残高、町債の今後の状況を踏まえれば、財政運営にあたっては、これまで以上に歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であると考えております。

次に3ページは、令和2年度せたな町普通会計財政健全化審査意見書でございますが、総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

次に6ページでございます。令和2年度公営企業資金不足比率についてご説明いたします。この指標は、健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定されるもので、個々の特別会計の健全度が、どの程度の水準であるかを表すため設けられている比率でございます。公営企業会計に係る法適用の病院事業、法非適用の簡易水道事業から風力発電事業までの5事業に係る剰余金でございます。病院事業会計では9億5,397万6,000円の剰余金となっております。この額につきましては、国に報告する決算統計の数値を基に計算されたもので、流動資産と流動負債等の差額となっておりますので、実際の決算書の数値とは異なるものでございます。

続いて、簡易水道事業特別会計で449万3,000円、公共下水道事業特別会計で123万2,000円、漁業集落排水事業特別会計で10万4,000円、風力発電事業特別会計で289万5,000円の剰余金となりました。

次に資金不足比率でございますが、前年度と同様に、いずれの会計においても資金不足は発生しておりませんので資金不足比率は無しとなっております。

7ページから11ページまでは、経営健全化審査意見書でございます。いずれの会計も総合意見として適正である旨、監査委員から審査意見をいただいております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

報告第1号及び報告第2号の2件は報告済みといたします。

◎日程第16 認定第1号ないし認定第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、認定第1号令和2年度せたな町一般会計歳入歳出決算から認定第11号令和2年度せたな町病院事業会計決算までの11件の決算認定を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） ただ今一括上程になりました認定第1号から認定第11号までの令和2年度せたな町各会計の決算に係る提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により決算認定に付するものでございます。

その内容につきましては、添付資料でございます決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の13ページ、各会計別歳入歳出決算額総括表におきまして一般会計ほか9の特別会計と病院事業会計につきまして予算総額、収入済額、支出済額、収支差引額等の状況を説明申し上げます。この予算の執行に当たりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正に執行したと考えてございますので、そのようにご理解の上、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題としております11件の決算認定については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、今定例会閉会後の継続審査として、審査期限は令和4年第1回定例会までとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第11号まで11件の決算認定は、議長及び議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査として、期限を令和4年第1回定例会までとすることに決定いたしました。

これから休憩いたしますが、休憩中に決算審査特別委員会は正副委員長の互選をお願いいたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午後0時40分

再開 午後1時02分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

委員長に熊野主税議員、副委員長に吉田実議員が互選された旨、報告がありました。

◎散会宣言

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして本日の議事日程は終了したので会議を閉じます。

9月26日まで休会とし、27日午前10時より本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりどうもご協力ありがとうございました。

ご苦勞様でした。

散会 午後1時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年10月8日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 石 原 広 務

署名議員 平 澤 等